

2014年

8月29日

# 子ども脱被ばく裁判

を提訴します。



子ども人権裁判

親子裁判



## 私たちと一緒に原告になりませんか。

### 私たちが8月29日に起こす2つの裁判

- ① 安全な環境で教育をうける子どもの権利を確認する裁判（子ども人権裁判）

現在福島県の小中学校に通う子どもが原告になり、小中学校の設置者である市町村に対し、安全な環境で教育を受ける権利があることの確認を求める裁判。

- ② 原発事故後の国と県の安全対策の違法性を問う裁判（親子裁判）

原発事故のあと福島県内に居住していた子どもとその保護者が原告になり、国と福島県に対し、国や福島県には子どもたちの健康を守る義務があるのに、原発事故のあと、子どもたちを被ばくから守ろうとせず、無用な被ばくをさせ、子ども及びその保護者達に筆舌に尽しがたい精神的苦痛を与えたことを理由とする慰謝料請求の裁判。

請求額は1人10万円（家族3人が原告になれば30万円）を予定。10万円としたのは、多額の金銭の支払を受けることよりも、国や福島県がとった安全対策が違法であることを司法の場ではっきりさせることを目的としたからです。

### 私たちが2つの裁判を起こす理由

福島第一原発事故から3年半が経過しようとしています。事故発生の責任は、想定できる危険を無視して地震対策、津波対策を怠った東京電力、そして東京電力の怠慢に対し適切かつ必要な監督を怠った国にあります。その責任は重大です。しかし、私たちは、それ以上に、国や福島県が許せないと思うことがあります。事故発生のあと、国や福島県が住民の被害拡大の防止に最善を尽す義務を負っているのに、国や福島県は、住民を、とりわけ放射能に対する感受性の高い子どもたちを安全な場所に避難させようとせず、無用の被ばくをさせたからです。むしろ積極的に被ばくさせようとしたのではないかと思えるほどです。国は、「スピーディ」の情報を隠ぺいし、安定ヨウ素剤を配布せず、線量に関する情報もほとんど与えず、多くの住民は、放射能の危険性を知らされることもなく、無為無策のまま被ばくさせられました。福島県は、「専門家」を招いて放射能安全宣言をして回ったため、多くの住民は警戒心を解いてしまいました。2011年4月、小中学校の授業は、例年通り始まり、文科省は、年20ミリシーベルト以下であれば、通常どおり校庭、校舎を利用してよいとの通知を出しました。その結果、子どもたちは、一般公衆の被ばく限界である年1ミリシーベルトよりもはるかに高く、少なからぬ地域では18歳未満立入り禁止とされる放射線管理区域よりも高い線量を浴びることを事実上強制されたのです。

今年3月末現在、福島県で小児甲状腺がんの子どもが89人発見されました。子どもの人口が福島県より5倍のペラルーシで Chernobyl 原発事故後3年間で11名だったのと比べても大変な発症率です。しかし、国も福島県も放射能との因果関係を認めようとせず、被ばく対策をとろうとしません。さらに、鼻血が止まらない、風邪が治りにくい、疲れやすい、免疫力が落ちたといった子どもたちの健康不良の

情報が方々で聞こえています。ウクライナやベラルーシの汚染地域では、今でも、子どもたちの多くが病気を抱えており、健康な子どもも2割しかいないとのことです。このままでは福島も同様の状況になる可能性を否定できません。

この危険について、昨年4月24日に、子どもたちの避難を求める「ふくしま集団疎開裁判」に対する仙台高等裁判所は以下の通り、これを認める決定をしました。

- 郡山市の子どもは低線量被ばくにより生命・健康に由々しい事態の進行が懸念される
- 除染技術の未開発、仮置場問題の未解決等により除染は十分な成果が得られていない
- 被ばくの危険を回避するためには、安全な他の地域に避難するしか手段がない

日本よりも経済的にはるかに貧しい国であるウクライナやベラルーシは、チェルノブイリ原発事故のあと、年5ミリシーベルト以上の地域に居住する住民を強制的に避難させ、年1～5ミリシーベルトの地域に住む住民に対しては避難の権利を与え、それぞれの住民に、避難に伴う仕事、住居、教育などを国が保障しました。それと比べ、経済大国である我が国の被災者に対する冷たさは際立っています。

私たちには憲法25条によって、健康で文化的な生活を送る「生存権」が保障されています。子どもたちには、憲法26条によって、国や自治体に対し、義務教育を安全な環境で行うよう求める権利が保障されています。憲法は国の最高の規範であって、決して絵に描いた餅ではありません。まして、国は、福島第一原発事故発生に責任がある加害者です。

今でも、条件が許せば親子で避難したい、子どもだけでも避難させたいと願っている親たちがおられます。その願いを実現するためには、小中学校を設置している市町村に、義務教育を受ける子どもたちを安全な場所で教育するという彼らの義務を実行させる必要があります。そして、国や福島県に対し、低線量被ばくの危険性という問題から目をそらすことなく向き合はず、子どもたちを守る政策を取らせる必要があります。そのためにはまず、国や福島県の今までの政策が誤りであったことをきちんと認めさせる必要があります。

私たちは、8月29日、国、県、市町村を相手取って、冒頭に掲げた裁判を起こす予定で、準備をすすめています。2つ目の裁判は既に自主避難した親子の方も原告になります。この裁判は私たち市民の力で子どもの命を守る世直し裁判です。ひとりでも多くの方に原告になっていただきたいと念願しています。皆さんの参加とご連絡（連絡先は末尾に記載）をお待ちします。

### (1) 原告対象者

- ①の子ども人権裁判は現在福島県内に住む小中学生。
  - ②の親子裁判は福島原発事故のあと福島県で生活し、被ばくを余儀なくされた子ども（事故当時高校生以下）または原発事故後に福島県で生まれた子どもとその親。（自主避難者を含みます）
- (2) 原告になられても、氏名、住所、学校名等のプライバシー情報は秘匿します。裁判所の記録から情報が漏れることないように、裁判所に対しても、その旨の手続をとります。
- (3) 適宜、集会や記者会見を行います。その場で原告としてご自分の気持ちを訴える、訴えないはご自由です。訴える場合は、マスコミに対し撮影をしないように要請できます。
- (4) 裁判所に納める印紙代として原告になられる方1人につき千円の支払をお願いします（家族3人なら3千円）。それ以外の費用は、支援する市民グループの寄付やカンパで賄います。

### (5) 締切

第一次締切り 2014年8月25日

第二次締切り 2014年9月30日 それ以後も順次受け付けます。

2014年7月15日

子ども脱被ばく裁判 原告予定者一同 弁護団弁護士一同  
(文責) 弁護団長 弁護士 井戸謙一・光前幸一  
同 柳原敏夫  
(連絡先) 090-8494-3856 nijisaiban@gmail.com (岡田)

支援団体：ふくしま集団疎開裁判の会

光前法律事務所 電話 090-8494-3856 FAX 03-5412-0829 ブログ <http://fukushima-sokai.blogspot.jp>